

# 公益社団法人日本老年精神医学会 理事、監事及び評議員会議長候補者選出規則

## 第1章 総 則

(適 用)

第1条 公益社団法人日本老年精神医学会（以下、本会と略記）の役員は本会の定款に定められたことのほかは、この規則によって候補者を選出する。

(選挙管理委員会)

第2条 役員候補者の選出のために選挙管理委員会（以下「選管委」という）をおく。選管委は3名をもって構成し、委員長1名を互選する。

第3条 委員の選出は理事会で理事のなかから選出する。

第4条 選管委は次の事業を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 投票用紙の作成・配布・回収
- (3) 開票および投票の有効・無効の判定
- (4) 当選者の公示
- (5) その他、選挙が正当に行われるために必要な事項

(被選挙権および選挙権)

第5条 被選挙権および選挙権は評議員が有する。なお、会費2年以上未納の者は、被選挙権および選挙権を有しないものとする。

- (1) 理事候補者被選挙権は定時社員総会前日までに68歳未満の者とする。
- (2) 監事候補者被選挙権は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第67条を基に、定時社員総会前日までに68歳未満の者とする。
- (3) 評議員会議長候補者被選挙権は定時社員総会前日までに70歳未満の者とする。

(選挙期日)

第6条 役員任期満了による選挙は、その任期の終わる日の前1か月以内に行わなければ

ならない。

2. 選挙の公示は、投票日の少なくとも、7日前に行わなければならない。

(投票の取扱い)

第7条 投票に関する一切の事務は選管委以外が行ってはならない。

2. 投票は、インターネットにより行う。

(投票の無効)

第8条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) インターネット選挙利用規約に反するもの。
- (2) その他、選管委が無効と認めたもの。

## 第2章 理事長および副理事長の選任

(理事長および副理事長の選任)

第9条 理事長の選任は、選挙による当選理事（以下、選挙理事と略記）のなかから互選される。副理事長は、理事長の指名により理事の中から選任され、理事会の承認を得なければならない。

## 第3章 理事候補者選出選挙方法

(適 用)

第10条 選挙理事の選出は、評議員の投票によって行う。

(選挙権の有権者)

第11条 有権者名簿は2月末日までに公示される。公示後1か月以内は選管委への異議の申し立てを認める。

(投 票)

第12条 理事の選挙の投票は、5名まで投票できるものとする。

2. 選管委委員長は、総会の30日前までに到着するように、理事候補者の氏名を掲載した有権者名簿を評議員に送付する。

(投票の方法)

第 13 条 インターネットにおける投票は、有権者は選管委から送付された公示書類に沿って、インターネットより投票を行う。

2. 投票は無記名投票とする。

(当選の決定)

第 14 条 得票数の最も多かった者から、順次、定数までの候補者を当選者とし、社員総会の承認を得なければならない。

2. 得票同数の場合には、選管委が会員歴の長いものによって順位を定める。  
会員歴が同時期の場合は生年月日の若い順によって決定する。

(欠員の補充)

第 15 条 理事に欠員が生じたときは、理事選挙における次点者および次々点者をもって補欠の役員とし、優先順位に即し、選挙理事として補充することとする。

2. 前項によって選挙理事を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第 16 条 理事の選挙に関して疑義が生じたときは、選管委に申し出ることができる。

#### 第 4 章 監事候補者選出選挙方法

(適用)

第 17 条 監事候補者の選出は、評議員の投票によって行う。

(選挙権の有権者)

第 18 条 有権者名簿は3月末日までに公示される。  
公示後1か月以内は選管委への異議の申し立てを認める。

(投票)

第 19 条 監事の選挙の投票は、2名まで投票できるものとする。

2. 選管委委員長は、総会の30日前までに到着するように、監事候補者の氏名

を掲載した有権者名簿を評議員に送付する。

(投票の方法)

第 20 条 インターネットにおける投票は、有権者は選管委から送付された公示書類に沿って、インターネットより投票を行う。

2. 投票は無記名投票とする。

(当選の決定)

第 21 条 得票数の最も多かった者から、順次、定数までの候補者を当選者とし、社員総会の承認を得なければならない。

2. 得票同数の場合には、選管委が会員歴の長いものによって順位を定める。  
会員歴が同時期の場合は生年月日の若い順によって決定する。

(欠員の補充)

第 22 条 監事に欠員が生じたときは、監事選挙における次点者をもって補欠の役員とし、優先順位に即し、監事として補充することとする。

2. 前項によって監事を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第 23 条 監事の選挙に関して疑義が生じたときは、選管委に申し出ることができる。

#### 第 5 章 補 則

(変更)

第 24 条 この規則は、理事会および評議員会の議決によって変更することができる。

附 則

(1) この規則は、平成 17 年 6 月 16 日から施行する。

(2) 平成 25 年 6 月 5 日一部改訂。

(3) 平成 28 年 6 月 23 日一部改訂。